

院内感染防止対策に関する取組事項

I. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染防止対策は、患者やご家族はもとより、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした対策と感染経路に応じた予防対策を実施します。また、病院内外の感染情報を収集し、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応します。

II. 感染対策に関する取組事項

1. 院内感染防止対策組織に関する事項

院内感染防止対策に関する問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染防止対策活動の中核的な役割を担うために、病院長を委員長とする「感染対策委員会」を設置しています。委員会は月1回を基本として必要時には随時開催します。

また、委員会内に「感染制御チーム（ICT）」と「抗菌薬適正使用支援チーム（AST）」を設置し、現場における感染対策に迅速に対応できる対応を整えています。

2. 院内感染防止対策に関する職員研修に関する事項

就職時の初期研修を1回、また全職員を対象とした感染防止対策に関する研修会や講習会を年2回以上開催しています。各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員へ周知を行っています。

3. 感染症発生状況報告に関する事項

週1回「感染情報レポート」を作成し、関係職員に周知しています。また、院内感染対策委員会やICTで報告しています。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、ICTが速やかに現状の確認、疫学的調査を実施し感染拡大を防止します。随時、状況を病院長及び感染管理者へ報告し、必要に応じて感染対策委員会を招集します。

また、報告が義務付けられている感染症が特定された場合、届出は基準に沿って速やかに富山市保健所に報告し、地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

5. 抗菌薬適正使用のための方策

「抗菌薬適正使用支援チーム」を設置し抗菌薬適正使用の推進に向けて取り組んでいます。広域抗菌薬使用患者および抗MRSA薬使用患者を対象に使用状況を確認し、抗菌薬使用について支援しています。

6. 他の医療機関との連携体制

年4回以上、感染対策向上加算3の届出を行っている保険医療機関と合同でカンファレンスを開催しています。また、新興感染症の発生等を想定した訓練について、年1回以上開催しています。他の医療機関と相互に訪問し感染対策の推進を図っています。

7. 患者への情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、院内掲示板や病院ホームページにて掲載を行い、広く情報を提供します。あわせて感染防止の意義、手洗い、手指消毒、マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

8. その他院内感染防止対策の推進のために必要な基本指針

院内感染防止対策の推進のため「感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。